

予算特別委員会 子育て文教分科会

平成29年 3 月14日

1 議案の調査

○議案第2号 平成29年度千代田区一般会計予算について  
(子育て文教委員会所管分)

## 子どもの遊び場事業

### 1 利用実績

場所	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度 ⑦		平成 28 年度 の実施時間
	実施 回数	参加 人数	実施 回数	参加 人数	実施 回数	参加 人数	実施 回数	参加 人数	
外濠公園 総合グラウ ンド内 芝生広場	38	291	38	504	37	353	42	329	水曜 14 時～16 時
和泉公園 (平日)	33	536	31	522	42	969	35	737	木曜 15 時～17 時
東郷元帥 記念公園 下段部分 ①	10	279	40	828	45	955	43	929	日曜 14 時～16 時
小川広場 フットサル コート ②	11	92	32	273	42	439	40	455	日曜 14 時 30 分～ 16 時 30 分
和泉公園 (土曜) ③			11	254	43	912	41	845	土曜 14 時～16 時
旧今川 中学校 ④			11	76	39	343	38	499	日曜 14 時～16 時
芳林公園 ⑤					10	123	40	462	日曜 10 時～12 時
旧永田町 小学校 ⑥							9	108	日曜 14 時～16 時
合計	92	1,198	163	2,457	258	4,094	288	4,364	

年度別 1 回あたりの利用人数 (人)			
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
13.0	15.1	15.9	15.2

- ① 平成 25 年度東郷元帥記念公園下段部分は試行 (平成 25 年 10 月～12 月、26 年 2 月～3 月)  
 ② 平成 25 年度小川広場フットサルコートは試行 (平成 25 年 10 月～12 月、26 年 2 月～3 月)  
 ③ 平成 26 年度和泉公園(土曜)は試行 (平成 27 年 1 月～3 月)  
 ④ 平成 26 年度旧今川中学校は試行 (平成 26 年 10 月～11 月、27 年 2 月～3 月)  
 ⑤ 平成 27 年度芳林公園は試行 (平成 27 年 10 月～11 月、28 年 2 月～3 月)  
 ⑥ 平成 28 年度旧永田町小学校は試行 (平成 28 年 12 月～29 年 3 月)  
 ⑦ 平成 28 年度実績は 平成 29 年 3 月 5 日実施分まで

## 2 旧永田町小学校遊び場アンケート

【児童】（回収アンケート数：16 アンケート実施期間 H28.12.25～H29.2.20）

### ●学校、学年

- ・麴町小 7人 その他 9人
- ・1年生 4人 2年生 10人 4年生 1人 就学前 1人

### ●何をして遊んだか（複数回答可）

- ・キャッチボール 10人 サッカー 8人 なわとび 6人 その他 11人

### ●だれと遊んだか（複数回答可）

- ・いつも一緒に遊んでいる友達 11人 いつも一緒に遊んでいない友達 9人
- ・プレーリーダー 13人 その他 10人

### ●またここで遊びたいか

- ・遊びたい 14人 どちらでもない 2人

【保護者】（回収アンケート数：17 アンケート実施期間 H28.12.25～H29.2.20）

### ●この遊び場について、何で知ったか（複数回答可）

- ・チラシ 9人 広報千代田 6人 その他 5人

### ●プレーリーダーについて

- ・大変良かった 14人 まあ良かった 3人

### ●今後もここで子どもを遊ばせたいか

- ・遊ばせたい 17人

（理由）・子どもが楽しんでいたため。また、近くにこのような遊び場や公園がないため。

・ボール遊びができる公園が近くにないから。

### ●今後どのような遊びをやらせたいか（複数回答可）

- ・キャッチボール 7人 サッカー 10人 なわとび10人
- その他（おにごっこ、ドッジビー、ドッジボール、バスケットボール、バトミントンなど）

### ●いつ遊ばせたいか？（複数回答可）

- ・平日 4人 土曜日 15人 日曜日 17人

## 3 プレーリーダーの意見

【全体】

（利用者の傾向）

- ・利用者の年齢層は場所によって特徴が変わる。
- ・友達から聞いて来る子ども、たまたま通りかかって参加する子どもいるが、その後は継続的に利用する傾向がある。
- ・全体を通して、リピーターが5割以上はいると思う（H27年）。小学校に隣接する公園は、リピーターが多い傾向がある。H27年度は、リピーターの子どもが比較的多いと感じていたが平成28年度は新規利用も多く見受けられる。
- ・1つの小学校から集まるのではなく、様々な学校から来ている。
- ・複数の遊び場に曜日をえて来ている子どももいる。

## **(プレーリーダー)**

- ・プレーリーダーと遊びたいということで来る子どももいる。ボール遊びができるということと同時に、一緒に遊んでくれるお兄さん、お姉さんを求めて来ているということもある。
- ・プレーリーダーが遊びをコントロールしている。でききるだけ道路に遠いところからボール遊びを始めるように誘導したり、他の公園利用の方と接触しそうだと思ったら別の場所に移動したりするなど事故の予防に努めている。
- ・遊び場は、プレーリーダーを間に挟みながら、年齢が違うような子どもたちが一緒に遊ぶ場として、今後はそういう大学生が入らなくても、子ども同士で仲よくできればいい。
- ・プレーリーダーの育成が課題となる。取りまとめのメンバーの育成も今後の課題である。

## **(その他)**

- ・発達障害児のケアで、発達障害児が遊び場に来ているケースも既にある。発達障害児にどういう呼びかけをしたらいいとか、そういうことも講習し、どういう子どもが来ても、できるだけトラブルがないようにケアをするようにしている。できればその子だけの世界ではなくて、一緒に遊ぶという状況をつくり出すとか、それをコーディネートしていくということができるよう若い学生を育てていきたい。
- ・隣接して小学校がある遊び場もあり、今後は小学校や児童館のイベント等との調整、周辺地域のイベントの調整をしていく必要があると考えている。

## **【実施場所ごとの傾向】**

### **(外濠公園)**

- ・特に幼児の利用が多い。輪投げとか、大きなやわらかいボールで親子で遊んだりする。
- ・子どもの遊び場の存在を知らずに来た幼児連れや新宿区の子どもたちが利用するケースもあり、千代田区の子どもたちがふだん交流がないほかの小学校や異年齢の子どもたちと交流を促進できるような場にもなっていると感じている。
- ・ママ友同士の口コミで遊び場の情報が広がり、参加者がふえてきている。
- ・幼児はプレーリーダーと遊びながら、保護者は保護者同士でお話をするということで、保護者のコミュニティの場、情報交換の場にもなっている。

### **(和泉公園)**

- ・基本的には集団で隣にある和泉小学校の校庭開放の続きから来たりする中学年から高学年の子どもが多い。
- ・公園自体が広いので、ボール遊びのエリア、中央の広場、芝生のエリア、受付周辺エリアに分かれて遊びが展開されている。ボール遊びとほかの遊びが交錯することへの対応としてエリアを設定している。
- ・ラダーゲッターやフリンゴというニュースポーツと呼ばれる新しい遊びと同時に、輪投げ、ベーゴマ、けん玉などの昔遊びも展開されている。
- ・病院も隣接していることと、一般利用者も多いことから、遊び場を実施する前にはプレーリーダーが一般利用者に遊び場を実施しますということと呼びかけている。見守りケアが特に必要な場所と感じている。

### **(東郷公園)**

- ・小学校低学年、中学年が多い。サッカー、キャッチボール、大縄、フリスビーなどで遊ぶ子どもが多く見受けられる。
- ・面積に比べて参加者数が多い。いろいろな遊びが交錯するので、そのコントロールが重要になる。
- ・中学生たちの野球と小学生の遊びが交錯する場面もあるので注意している。
- ・遊び場は、公園の一番下の場所のみだが、子ども達は公園全体で遊ぶ。

### **(小川広場)**

- ・バスケットボール、フットサルなどがメイン。
- ・網に囲まれているので、安全管理はしやすいと思っていたが、多いときには 20 名近い子どもたちが集まり、密度の高い遊び場となるので、今後さらに遊びが多様化したとき注意が必要である。
- ・遊びが交錯しないように、コートを半分に分けて、年齢によって遊ぶようにしている。

### **(旧今川中学校)**

- ・遊び場としては一番いい環境である。
- ・鬼ごっこ、そのボール遊びが多い。比較的スペースがとれるので野球ができる。校庭が舗装されているので自転車の練習、スケートボードの利用もある。

### **(芳林公園)**

- ・幼児の利用が多い。ボール投げなど。
- ・小学生が集団で来るということがないので、1 回当たりの人数はそれほど多くはないが、継続的に来ている子どもたちがいる。

私立保育施設における代替園庭・水遊び場・ベビーカー置き場・駐輪場の利用状況調査結果

形態	園名	所在地	代替園庭（およその利用頻度）	水遊び場・こどもの池（およその利用頻度）	ベビーカー置き場	駐輪場	
認可保育所	アスク二番町保育園	二番町2-1 二番町TSビル1~3F	施設内の園庭を利用するほか、東郷元帥記念公園、番町の庭（週1回）、いきいきプラザ一番町カスケードホール、清水谷公園（月1・2回）、麴町中学校屋上庭園・武道場（月1回程度）	東郷元帥記念公園（週1回）、いきいきプラザ一番町（週2回）、四番町保育園（週1回）	入口左側のスペースの置き場を利用	駐輪場は無い。 登園・降園時に玄関前を一時的に利用	
	ポピンズナーサリー スクール一番町	一番町10-8 一番町ウェストビル2F	東郷元帥記念公園、千鳥ヶ淵公園、三番町公園（週5回）、北の丸公園、イギリス大使館（週3回）、一番町児童館、いきいきプラザ一番町カスケードホール、外濠公園、四番町保育園（週1回）、麴町中学校屋上庭園・武道場（月1回）	いきいきプラザ一番町（週2回）、四番町保育園（週1回）、半蔵門公園、麴町保育園	主に0、1歳児向けに3階の玄関内の置き場を利用	駐輪場は無い。 登園・降園時に1階に一時的に利用	
	ほっぺるランド西神田	西神田3-5-2	堀留北児童遊園（週3回）、西神田公園、西神田百樹の広場、元町公園、ふじみこどもひろば、靖国神社、神田一橋中学校屋上（週2回）、北の丸公園、富士見児童公園（週1回）	西神田児童センター（週3回）、神田一橋中学校屋上（週2回）	玄関内に置き場を設置	駐輪場は無い。 登園・降園時に玄関前を一時的に利用。	
	グローバルキッズ飯田橋園	富士見2-14-36 富士見ウエスト2・3F	主に施設内を利用するほか（代替園庭は外濠公園）、ふじみこどもひろば（週3回）、富士見児童遊園、靖国神社（週2回）、東郷元帥記念公園、白銀公園（週1回）	主に施設内（屋内遊技場）を利用	エントランス右側のスペースの置き場を利用	駐輪場は無い。 登園・降園時に玄関前を一時的に利用。	
	あい保育園東神田	東神田2-6-5 東神田ビル2・3F	和泉公園、佐久間公園（週2回）、美倉橋東児童遊園（週1、2回）、神田保育園	神田保育園、ちよだパークサイドプラザ（週1回）	3階の玄関内に設置。利用歳児については制限していない。	駐輪場は無い。 美倉橋東児童遊園内に設置した駐輪場所を一時的に利用。	
	クリアナーサリー市ヶ谷	九段北4-2-29 セブンアネックス1~3階	外濠公園（週2回）、東郷元帥記念公園（週2回）北の丸公園、千鳥ヶ淵公園、靖国神社施設内園庭	主に施設内園庭を利用	1階の玄関に設置。利用歳児については制限していない。	駐輪場は無い。 登園・降園時に玄関前を一時的に利用。	
認定 こども園	グローバルキッズ飯田橋こども園	富士見2-14-37 富士見イースト1・2F	ふじみこどもひろば（週2回）、白銀公園、さくらテラス（週2回）、富士見児童遊園、靖国神社、北の丸公園（週1回）、施設内屋内競技場	グローバルキッズ飯田橋こども園屋内プール室利用	2階の玄関横に設置。	駐輪場は無い。 登園・降園時に玄関前を一時的に利用。	
地域型 保育事業	家庭的 保育	あい・ぽーと小さな家飯田橋	飯田橋4-10-1-310	連携園のふじみこども園園庭、富士見児童遊園、靖国神社（週1回）、富士見わんぱくひろば	ひまわり育児室、ふじみわんぱくひろば	事務室で預かることが可能	駐輪場は無い。
		あい・ぽーと小さな家東神田	東神田2-4-6	和泉公園（週3回）、佐久間公園、浅草橋周辺、台東区周辺児童館（2週に1回）、美倉橋東児童遊園、ちよだパークサイドプラザ（週2・3回）	和泉公園（週2・3回）	玄関の置場を利用	駐輪場は無い 登園・降園時に玄関前を一時的に利用。
	小規模 保育	あい・ぽーと小さな家麴町	三番町7	東郷元帥記念公園、四番町児童館、四番町保育園、一番町児童館、千鳥ヶ淵公園、靖国神社（週1回）	—	玄関の置場を利用	駐輪場は無い。 登園・降園時に玄関前を一時的に利用
	事業所 内保育	厚生労働省5号館保育室	霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2F	日比谷公園（週4~5回）、厚生労働省敷地内使用許可スペース	敷地内を利用	厚生労働省1F公園側受付横（保育室保護者専用置場として設置）	駐輪場は無い。

形態	園名	所在地	代替園庭（およその利用頻度）	水遊び場・こどもの池（およその利用頻度）	ベビーカー置き場	駐輪場
認証保育所	保育園 ドルチェ	九段北4-2-22 市ヶ谷スポーツプラザ1F	外濠・市ヶ谷・四谷公園、東郷元帥記念公園、北の丸公園、千鳥ヶ淵公園（週4～5回）	施設内を主に利用	玄関内の置場を利用。	市ヶ谷駅前駐輪場が至近。登園・降園時、園の前を一時的に利用
	キッズスクウェア 丸の内東京ビル	丸の内2-7-3 東京ビル3F	皇居前広場（週2回）、日比谷公園、国際フォーラム（週1回）	施設内を主に利用するほか、キッズスクウェア永田町や京橋の施設も利用	玄関内の置場を利用。	駐輪場は無い。
	キッズスクウェア 永田町	永田町2-1-2 衆議院第二議員会館	施設内の園庭を利用するとともに、日枝神社、国会前庭、ビル周辺（週1回）、麹町中学校屋上庭園・武道場（月2回程度）	主に施設内の園庭を利用	玄関内の置場を利用。	会館の駐輪場は送迎時の一時的に利用できるが、利用している保護者はあまりいない
	キッズスクウェア 丸の内永楽ビル	丸の内1-4-1 丸の内永楽ビル2F	皇居前広場、和田倉噴水公園、永楽ビル周辺（週2回）	キッズスクウェア永田町の施設を利用（3歳児以上）	玄関内の置場を利用。	駐輪場は無い。
	マミーズエンジェル 神田駅前保育園	内神田2-5-2 信交会ビル1F	神田児童公園、内神田尾嶋公園（週2・3回）、旧今川中学校校庭（週2回）、皇居内芝生広場 スカイガーデンミノール	主に施設敷地内を利用するほか、神田児童公園（月1・2回程度）	建物の裏側を置場として利用。	駐輪場は無い。登園・降園時に一時的に玄関を利用
	小学館アカデミー 神保町保育園	神田神保町2-20 SP神保町第2ビル1F	西神田公園、錦華公園、後楽園、北の丸公園、水道橋周辺（週1・2回）、神田一橋中学校屋上（週1回程度）	自園のピロティエーを利用するほか、西神田保育園、西神田児童センター	園内の元駐車場スペースを利用。	園内の元駐車場スペースを利用
	ピノキオ幼児舎番町園	五番町5-6 ピラカーサ五番町1F	東郷元帥記念公園（週4回）、外濠公園、五番町児童遊園、都営四番町住宅前広場、番町の庭、靖国神社（週1回） いきいきプラザ一番町カスケードホール	いきいきプラザ一番町（週1回）、麹町保育園、四番町保育園、東郷元帥記念公園	玄関の右側を置き場として利用。	駐輪場は無い。駅の駐輪場の利用をお願いしている。
	保育室「愛の園」	外神田2-17-4 ビルデンス石村1階	宮本公園、神田明神（週4回）、淡路公園（週1回）	自園の屋上を利用	園専用の置場は無いが、建物の共用部分を利用	園専用の駐輪場は無い。建物の脇スペースを利用
	ココファン・ナーサリー 神田万世橋	神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル2階	淡路公園、神田児童公園、宮本公園、佐久間公園、和泉公園、いずみこどもプラザ（週1回）、神田保育園（週1回）	神田児童公園（週2回）	2階玄関ホールを置き場として利用	登園・降園時の利用は建物1階（玄関の左側）を利用ほか地下に10台分の駐輪場を確保
ココファン・ナーサリー 霞が関	霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館	国会前庭、日比谷公園（週2回）、千鳥ヶ淵公園、南桜公園、桜田門（週1回）	敷地内を利用	建物の敷地を利用	登園・降園時に一時的に玄関前を利用 国交省職員の場合は、職員用駐輪場を利用	

形態	園名	所在地	代替園庭（およその利用頻度）	水遊び場・こどもの池（およその利用頻度）	ベビーカー置き場	駐輪場	
認可外保育施設	（幼保一体施設） 認可基準	小学館アカデミー 昌平保育園	外神田3-4-7	芳林公園、宮本公園、練成公園、お茶の水公園（月1~2回）、淡路公園（月1回） 神田児童公園、神田児童館（雨天時利用）	芳林公園、昌平小学校	玄関前のスペースを置き場として利用。	昌平童夢館入口の駐輪場を借用しているが、ほとんどの保護者は最寄駅の駐輪場を利用
		マミーズエンジェル 千代田保育園	神田司町2-16 神田さくら館1階	神田児童公園（週2回）、神田さくら館6階屋上広場（週1回）千代田小学校体育館	主に施設内を利用の他、千代田幼稚園、神田児童公園	玄関前のスペースを置き場として利用。	駐輪場は無い。登園・降園時に玄関前を一時的に利用。
	区単独 保育室 補助	東京逋信病院 ひまわり育児室	富士見2-14-23	施設内の園庭を利用するとともに、ふじみこどもひろば（週3回）、富士見児童公園、白銀公園、北の丸公園、外濠公園、靖国神社（週1回）	自園のプールを利用するほか、ふじみこども園、東郷元帥記念公園（月1回）	玄関前のスペースを置き場として利用。	登園・降園時に、建物1階（玄関の前）を一時的に利用。
		ハイブリッドマムプリ スクール千代田富士見	富士見1-6-1 富士見ビル	富士見児童公園、ふじみこどもひろば（週3回） 外濠公園、北の丸公園、靖国神社、新小川公園、富士見みらい館（週1回）	ふじみこども園 自園玄関前ピロティー	玄関内のスペースを置き場として利用。	駐輪場は無い。登園・降園時に、園の前を一時的に利用
	緊急 施設 保育	グローバルキッズ神 田駅前保育園	鍛冶町2-4-2 旧今川中学校1階	施設内の校庭を利用するとともに、神田児童公園	施設内を利用	玄関外のエントランスの一部を置き場として利用	駐輪場は無い。登園・降園時に、エントランスを一時的に利用。



## 賃貸借仕様書

1. 件 名 千代田区立四番町保育園仮園舎・四番町児童館仮館舎賃貸借
2. 設置場所 千代田区四番町 5 - 8
3. 契約期間 契約締結日の翌日から平成 35 年 3 月 31 日まで
  - ・当該契約期間には、実施設計、建設工事及び撤去（解体）工事期間を含む。
  - ・設置期間を平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日とし、平成 29 年 10 月 31 日にしゅん工のうえ引き渡すこと。
  - ・設置期間終了後、平成 35 年 3 月 31 日までに撤去工事、原状回復工事を完了すること。
4. 賃貸借内容 賃貸借内容には以下内容を含む。  
なお、各項目の詳細その他は特記仕様書等による。
  - ①賃貸借建物の実施設計
  - ②各官公庁への諸手続
    - ※ 手続きに要する費用、手数料等は賃貸借経費を含む。
  - ③本業務に必要な測量・調査
  - ④賃貸借建物の建設工事一式
    - ※ 地盤改良工事、基礎工事を含む。なお、地中障害物があった場合は、区担当者と別途協議する。
  - ⑤外構工事
  - ⑥厨房機器及び付帯物品（附帯什器）の賃貸借
  - ⑦賃貸借期間の建物及び設備の保守一式
    - ※ 各法定点検を含む。
  - ⑧公租公課
  - ⑨賃貸借物件に対する火災保険料（動産総合保険）
  - ⑩解体工事
    - ※ 機器の取外し工事を含む。
  - ⑪地中埋設物、側溝、外構、植栽の復旧及び土地の原状回復工事
5. 諸手続き
  - ・賃貸借物件の施工に伴う関係法令等に基づく各官公庁への手続きは、賃貸人の責任において速やかに行うこと。
  - ・手続きに要する費用及び手数料等は賃貸借経費に含めること。
6. 経 費 本契約に含まれる経費は以下のとおりとする。
  - ・建設工事費（地盤改良工事、基礎工事、外構工事を含む）
  - ・各官公庁への諸手続費用、手数料

- ・ 測量・調査に要する費用
- ・ 設計に要する費用
- ・ 物品の賃貸借費用
- ・ 保守費用（法定点検にかかる費用を含む）
- ・ 公租公課
- ・ 火災保険料
- ・ 解体工事及び原状回復工事
- ・ その他諸費用

なお、賃貸借期間中、関係法令等の変更があり、新たに費用が発生した場合は、原則として賃貸人の費用負担とする。内容に不明な点や疑義が生じた場合は、区担当者と協議のうえ決定する。

7. 支払方法 請求及び支払方法は以下のとおりとする。
- ・ 支払期間内は月払による均等払の 62 回払とする。なお、最終回の支払いは、賃貸借物件撤去の完了確認後に支払うものとする。
  - ・ 均等払の月割りにおいて 1 円未満の端数の生じた場合は、最終請求において調整するものとする。
  - ・ 支払開始は平成 29 年 11 月実績分の請求分からとする。
  - ・ 供給完了書等の提出に基づく区の検査合格後、適正な請求書及び関係書類を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
8. 遵守事項 当該賃貸借物件の建築等にあたっては、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守すること。また、建築等に伴う附帯事項、諸手続についても、すべて関係法令を遵守すること。
9. 守秘義務 賃貸人は、業務の遂行に必要な場合を除き、区担当者の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
10. その他
- ・ 区の故意及び過失による場合を除き、賃貸人の責に帰する事由により賃貸借期間中に当該建物等に不備が生じた場合は、賃貸人の責任に置いて補修等の必要な措置を行うこと。この場合において、必要に応じて区担当者と十分協議を行うこと。
  - ・ 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、区担当者と別途協議のうえ決定する
11. 担 当 子ども部子ども施設課 石井 菅澤  
電話 03-5211-4337（直通）  
03-3264-2111（内線 3134）  
FAX 03-3288-3420

千代田区立四番町保育園仮園舎・四番町児童館仮館舎賃貸借  
特記仕様書

I 賃貸借物件条件

- |         |                    |               |
|---------|--------------------|---------------|
| 1. 敷地概要 | 位 置                | 千代田区四番町 5 - 8 |
|         | 用途地域               | 第二種住居地域       |
|         | 建ぺい率               | 60%           |
|         | 容 積 率              | 400%          |
|         | 防火指定               | 防火地域          |
|         | 文教地区               | 第一種文教地区       |
| 2. 建物用途 | 四番町保育園及び四番町児童館 仮園舎 |               |

II 賃貸借物件概要

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 面 積 | 敷地面積：約 1,400 m <sup>2</sup><br>建築面積：約 800 m <sup>2</sup><br>延床面積：約 1,730 m <sup>2</sup> |
| 2. 構 造 | 鉄骨造（耐火建築物）  |
| 3. 階 数 | 地上 2 階、屋上階（屋上歩行）  |

III 建設仕様

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 建物仕様 | ・ 図 1 「建物イメージ」、図 2 「配置イメージ」及び別紙 1 「建物仕様」のとおり  |
| 2. 各室仕様 | ・ 別紙 2 「各室仕様」及び別紙 3 「建物内部仕上げ仕様等」のとおり<br>・ 各部屋の面積は「児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準（旧・児童福祉施設最低基準）」で定められた基準以上を確保すること。  |
| 3. 基 礎  | ・ 深さ 30m 程度を想定し、建物の支持力を得るために必要な杭工事を実施すること。<br>・ 工事着手にあたり地盤調査を実施し、安全上及び構造上支障がない工法を選択し、区担当者と協議のうえ詳細を決定すること。 |
| 4. 外 構  | ・ 別紙 1 「建物仕様」のとおり外構を整備すること。   |

IV 設備仕様

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 電気設備   |  |
| (1) 基本的事項 | ・ 建築基準法、消防法その他関係法令等に適合する設備を整備すること。<br>・ 前面道路等より高圧引込にて仮設キュービクルを設置すること。<br>・ 仮設キュービクルは認定製品を使用し、屋上に設置すること。なお、設置に関しては園児・職員等の安全に配慮すること。 |

- ・電気使用量に応じた引き込みをすること。
  - ・必要箇所に分電盤及び動力盤を設置し、仮設キュービクルから配線すること。
  - ・配線ケーブルは環境に配慮したエコケーブルを使用すること。
- (2) コンセント設備
- ・各居室及びそれに準ずる場所にコンセントを設置すること。設置箇所及びコンセント数は別紙2「各室仕様」に拠るほか、区担当者と協議のうえ決定すること。
  - ・保育園内に設置するコンセントの一部は、床から高さ1,600mmの位置に設置すること。設置箇所は区担当者と協議のうえ決定すること。
- (3) 照明設備
- ・各居室及びそれに準ずる場所に照明設備を設置すること。照度は500ルクス以上を保つこと。
  - ・照明は特段の理由がない場合はLED照明によること。
  - ・照明用電球等は飛散防止処理を講じたものを採用すること。
  - ・照明器具には飛散防止用のカバーを設置すること。また一部照明器具にはボール等の接触保護器具を設置すること。設置箇所は区担当者と協議のうえ決定すること。
  - ・各居室及びそれに準ずる場所に、照明用スイッチを設置すること。設置箇所及び設置数は区担当者と協議のうえ決定すること。
  - ・各居室及びそれに準ずる場所に、スイッチで入切できる常夜灯を設置すること。設置箇所は区担当者と協議のうえ決定すること。
- (4) テレビ共聴設備
- ・建物にテレビ共聴アンテナを設置し、各居室及びそれに準ずる場所でテレビを視聴できるようにする。設置箇所は別紙2「各室仕様」に拠るほか、区担当者と協議のうえ決定すること。
- (5) 床暖房
- ・一部の居室に床暖房設備を設置すること。設置箇所は別紙2「各室仕様」に拠るほか、区担当者と協議のうえ決定すること。

## 2. 空調設備

- (1) 基本的事項
- ・建築基準法、消防法その他関係法令等に適合する設備を整備すること。
  - ・空調機器は天井設置型のビル用マルチエアコンとすること。
  - ・保育園、児童館それぞれで系統を構築すること。
  - ・各居室及びそれに準ずる場所に空調設備を設置すること。設置箇所は別紙2「各室仕様」に拠るほか、区担当者と協議のうえ決定すること。
  - ・空調機は除湿機能を備えること。
  - ・各居室及びそれに準ずる場所各々で電源の入切、温度調節ができるよう空調用スイッチを備えること。設置箇所及び設置個数は区担当者と協議のうえ決定すること。

- ・ 保育園、児童館それぞれの事務室に集中リモコンを設置すること。
  - ・ 換気設備は全熱交換式を採用し、各居室及びそれに準ずる場所に設置すること。設置箇所は区担当者と協議のうえ決定すること。
  - ・ 空調室外機は屋上に設置すること。
3. 給排水設備
- (1) 基本的事項
- ・ 建築基準法、消防法その他関係法令等に適合する設備を整備すること。
- (2) 給水設備
- ・ 給水の供給方法は、特に支障のない場合は直結給水方式とすること。
  - ・ 幼児用手洗いの蛇口のハンドルは三角形のものとすること。
  - ・ 建物の外部に散水栓、排水溝を設置すること。設置箇所及び設置個数は区担当者と協議のうえ決定すること。
  - ・ 各居室及びそれに準ずる場所に給水（一部については給湯）設備を設置すること。設置箇所及び設置個数は区担当者と協議のうえ決定すること。
- (3) 排水設備
- ・ 千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱（平成6年11月18日制定）に基づき、雨水流出抑制施設を設置すること。設置にあたっては、区担当者及び所管課と速やかに協議し、整備すること。
  - ・ 雨水、汚水を合流する場合はトラップを設置すること。
- (4) 給湯設備
- ・ 各居室及びそれに準ずる場所に給湯設備を設置すること。設置箇所及び設置個数は区担当者と協議のうえ決定すること。
- (5) その他
- ・ 厨房及び各トイレは乾式工法とする。
4. ガス設備
- ・ 前面道路等より新規引込にて都市ガスを引き込むこと。
  - ・ 各居室及びそれに準ずる場所にガス設備を設置すること。設置箇所及び設置個数は区担当者と協議のうえ決定すること。
5. 昇降機設備
- ・ 定員11人程度の昇降機を設置すること。
6. 消防設備
- ・ 消防法及び関係法令に基づく消防通報設備（非常用放送設備、自動火災報知設備等）、消火器、誘導灯等の消防設備及びその他の設備を、管轄消防署と協議・確認のうえ設置すること。避難器具においても同様にすること。
  - ・ 保育園、児童館それぞれで系統を構築すること。
  - ・ 保育園事務室と児童館事務室相互に放送ができるようにすること。
7. 一般放送設備
- ・ 保育園、児童館それぞれで系統を構築し、館内放送（一般放送）ができるようにすること。非常用放送設備との併設も可とする。
  - ・ 児童館遊戯室には、個別の音響設備を設置すること。

## 8. 防犯設備

- ・ 保育園、児童館それぞれで系統を構築すること。
- ・ 各居室及びそれに準ずる場所に防犯カメラを設置すること。設置箇所及び個数は区担当者と協議のうえ決定すること。
- ・ 保育園、児童館それぞれの事務室にモニターを設置すること。

## 9. 通信設備

### (1) 内線電話・インターネット

- ・ 保育園、児童館それぞれで系統を構築すること。
- ・ 保育園、児童館それぞれの事務室において千代田区全庁LAN及びIP電話を使用できるようにすること。なお、ケーブルの敷設、電話機器等の設置は区が実施する。

### (2) 外線電話（FAX回線）

- ・ 保育園、児童館それぞれの事務室においてFAXが利用できるよう、電話回線を敷設すること。なお、機器の設置は区が実施する。

### (3) インターホン

- ・ 保育園、児童館それぞれで系統を構築すること。
- ・ カメラ付インターホン（ドアホン）を、玄関出入口扉門扉と事務室間に設置する。
- ・ 玄関出入口扉及び門扉を、インターホン開錠ボタン及び個別設置の開錠ボタンから施錠・開錠できるようにする。
- ・ 事務室と各諸室と連絡が取れるように、インターホンを設置する。設置箇所及び設置個数は別紙2「各室仕様」に拠るほか、区担当者と協議のうえ決定すること。

### (4) 学校110番システム

- ・ 保育園事務室、1歳児保育室及び2歳児保育室、並びに児童館事務室及び学童クラブ室で「学校110番システム」が使用できるようにアナログ回線を敷設すること。なお、システム機器の設置は区が実施する。

## 10. 緑化

- ・ 千代田区緑化推進要綱（平成10年10月1日制定）に基づき、区担当者及び所管課と速やかに協議し、敷地内の緑化を実施すること。
- ・ 外構、屋上等で緑化面積を確保すること。
- ・ 屋上は園庭として使用するため、歩行可能な天然芝を設置し自動灌水設備を設けること。

## 11. その他

### (1) バリアフリー

- ・ 階段及び幼児以外の人を使用するトイレは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年6月21日法律第91号）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）（平成15年12月24日東京都条例第155号）等に基づき整備すること。

## (2) その他

- ・記載のない事項、不明な点や疑義が生じた場合は区担当者と協議のうえ、決定すること。

## V 備品、什器等

1. 本賃貸借物件の設置物品、設置箇所及び設置数量等は、別紙2「各室仕様」、別紙4「厨房機器」に拠るほか、区担当者と協議のうえ決定すること。
2. 備品、什器の使用に必要な電気・ガス・給排水の引込及び接続工事は、本契約に含むものとする。

## VI 測量

1. 契約後速やかに対象土地の現況測量を実施すること。

## VII 関係法令の遵守

当該賃貸借物件の建設等にあたっては、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守すること。また、建設等に伴う附帯事項、諸手続、保守管理についても、すべて関係法令を遵守すること。

## VIII 保守

1. 建築物の敷地、建物、「IV 設備仕様」で示した設備機器類、その他必要な設備等について常時適法・適正な状態に維持できるよう保守点検を実施すること。
2. 保守点検には法定点検を含むこと。
3. 保守点検の実施時期は法定で定めのあるもののほか、機器メーカーの基準などにより定める。
4. 保守点検の実施にあたっては、点検スケジュールを事前に区担当者へ提出し、了解を得ること。保育園、児童館の行事等により日程の変更が必要になった場合は、できる限り対応すること。
5. 点検結果を書面により区担当者へ報告すること。

## IX 提出書類

1. 賃貸人は、工事着工前に 工事工程表、一般図、構造図、施工計画書、施工図等を区担当者へ提出し承諾を得ること。
2. その他、本区に提出する書類は適宜速やかに提出するものとし、書類の作成については、区担当者の指示又は各様式によること。
3. 賃貸人は、本賃貸借建物使用開始前に、工事書類、工事写真、試験成績書、取扱説明書を区へ提出すること。
4. 上記1.において設計した施工図（A3判図面）を、見開き製本のうえ3冊作成し、提出すること。
5. 本賃貸借建物建築にあたっては工事記録写真を撮影し、A4判に製本のうえ1冊作成し、提出すること。また、解体工事についても同様とする。

6. 本賃貸借建物しゅん工後、しゅん工図（A3判図面）を、見開き製本のうえ4冊作成し、提出すること。

## X 一般事項

1. 本賃貸借建物は、賃貸人が設計を行い、区担当者の承諾を得て施工すること。
2. 本契約履行にあたり、設計担当者及び主任技術者等を配置し、名簿を提出すること。
3. 本賃貸借建物の施工に伴い必要な調査・測量は、関係法令を遵守し、賃貸人の責任において実施すること。
4. 賃貸借建物については、国土交通省の「官庁施設の総合耐震計画基準」の重要度係数を1.25以上とし、地震力の割増強度など十分な耐震性能を確保した設計を行うこと。
5. 本賃貸借建物の施工に伴い必要な官公庁への諸手続き（許可申請、計画通知、電気・上下水道・ガスの引込等、消防署協議）は、賃貸人の責任において速やかに行うこと。諸手続きに伴う費用及び手数料は本契約経費に含めること。
6. 工事（解体工事を含む）着手前に、保育園、児童館及び区担当者と協議し、工事工程表（作業日時、時間を含む）を作成し、保育園・児童館、区担当者へ提出すること。
7. 工事（解体工事を含む）着手前に、必要に応じて保育園・児童館、保護者、近隣住民等に対し工事の説明を行うこと。説明会を開催する場合において、開催に必要な資料の作成及び費用については賃借人の負担とする。
8. 本特記仕様書や設計図書等に記載されていない事項で、外観上、構造上または関連法規上必要と認められる事項、並びに軽微な設計変更は、速やかに区担当者と確認のうえ、本契約内で施工処理すること。
9. 工事实施中は以下の点に注意すること
  - (1) 工事（解体工事を含む）期間中は建設業法（昭和24年5月24日号外法律第100号）第26条を準用し専任の主任技術者（必要によって監理技術者）を常駐させ、災害・公害・危険の防止に努めるとともに、園児・児童館利用者、職員、来館者等への安全確保に十分配慮すること。
  - (2) 工事現場の緊急連絡網を作成し、区に提出すること。
  - (3) 工事（解体工事を含む）期間中は警備員を配置し、園児・児童館利用者、職員、来館者、近隣住民等の通行の安全を十分確保すること。
  - (4) 工事（解体工事を含む）車両の搬出入等は、近隣の学校施設等に配慮し、8時30分以降とすること。
  - (5) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号）及び関係法令に従い、適切に行うこと。災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、直ちにその経緯経過を区担当者へ文書にて報告すること。
  - (6) 工事（解体工事を含む）の施工にあたり、他に損害を与えないよう十分注意すること。損害を与えた場合は、直ちにその内容を区担当者へ報告すると



- ともに、賃貸人の責任により原状復帰し、その費用は賃貸人が負担すること。
- (7) 工事（解体工事を含む）で発生する騒音・振動に十分配慮すること。
  - (8) 工事（解体工事を含む）の施工に伴う意見や苦情に対しては、誠意をもって対応すること。また、直ちにその内容を区担当者へ報告すること。
  - (9) 工事（解体工事を含む）に必要な電力・用水は現場支給とする。
  - (10) 工事車両の駐車場が必要な場合は、賃貸人の負担で確保すること。
  - (11) 本賃貸借建物の周辺の清掃を行うとともに環境保全に十分配慮すること。
10. 賃貸借建物及び設備、備品等に使用する材料及び製品は新品とし、所定の機能、耐力を有するとともに、身体及び環境に害を及ぼす恐れのないものを選定すること。また、賃貸借建物及び設備、備品等に使用する材料及び製品は、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第55条及び労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）第16条第1項その他関係法令を遵守すること。
11. 賃貸借建物及び設備、備品等について、必要に応じて取扱説明会を実施すること。
12. 使用者の過失に依らないで生じた賃貸借物件の故障・破損については、直ちに修理・交換すること。
13. 賃貸借建物に対する公租公課は賃貸人の負担とすること。
14. 賃貸借建物の賃貸借期間中は、賃貸借建物に関する問い合わせ等に対応できるよう、賃貸人のコールセンター等で常時連絡可能な状態にしておくこと。

## XI 環境対策

1. 本契約の履行にあたっては、千代田区地球温暖化対策条例（平成19年12月29日条例第29条）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日東京都条例第215号）、シックハウス対策に係る国土交通省関係告示及びその他関係法令の規定を遵守すること。
2. 千代田区地球温暖化対策条例及び同施行規則に基づく千代田区建築物環境計画書制度について、区担当者及び所管課と速やかに協議し、整備すること。また、本条例及び同施行規則に基づき、CO2排出量を20%以上削減するよう検討すること。
3. 本契約の履行にあたって使用し、又は使用させる自動車は、自動車から排出される窒素化合物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。また、東京都で実施しているディーゼル車走行規制に適合する車両であること。
4. 上記2.の確認のため、本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車について、自動車検査証若しくは自動車検査証の写、粒子状物質減少装置装着証明書若しくは粒子状物質減少装置装着証明書の写の提出又は提示を求められたときは、速やかに提出又は提示すること。
5. 低公害・低燃費な自動車の使用に努めること。
6. 工事に伴い発生した不用物は、賃貸人の責任において、廃棄物の処理及び清掃

に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）等に基づき適正に処理すること。

7. 本賃貸借建物引渡し前に、文部科学省指定物質の環境測定を第三者測定機関において行い、書面にて基準値以下を確認のうえ本件を引き渡すこととともに、測定結果書面を区に提出すること。なお、指針値を超えている場合は、賃貸人の責任において対策を工事対処し、再度、測定し指針値以下を確認すること。測定箇所は全居室とする。

## XII 維持管理

1. 賃貸人の責に帰する事由による場合を除き、照明器具管球等の消耗品の取替、ガラス破損等の原状復帰のための軽微な小破修繕は区の負担とする。
2. 施設運営上必要な公共料金の支払いは区の負担とする。
3. 本賃貸借建物の、賃貸借期間中の修繕及び維持に関する賃貸人の負担は、別紙 5「賃貸借期間中の修繕及び維持管理項目」に拠るものとし、内容に不明な点や疑義が生じた場合は区担当者と協議すること。

## XIII その他

1. 本特記仕様書等に記載されていない事項でも、施設の設置、運営上において必要なものと判断したものについては、区担当者と協議のうえ決定し、本契約の目的を達成すること。
2. 現場の納まり、取り合い等で機器及び材料の取付け位置、工法の軽微な変更は区担当者と協議のうえ決定し、契約金額の変更は行わない。
3. 承諾図（施工図）に記載がない場合でも、外観上及び構造上、機能上当然必要と認められるものは契約金額に含まれるものとし、後日契約金額の追加請求はできないものとする。
4. 本特記仕様書等に記載されていない事項で、不明な点や疑義が生じた場合は、速やかに区担当者と協議のうえ決定すること。

図1 建物イメージ・1F

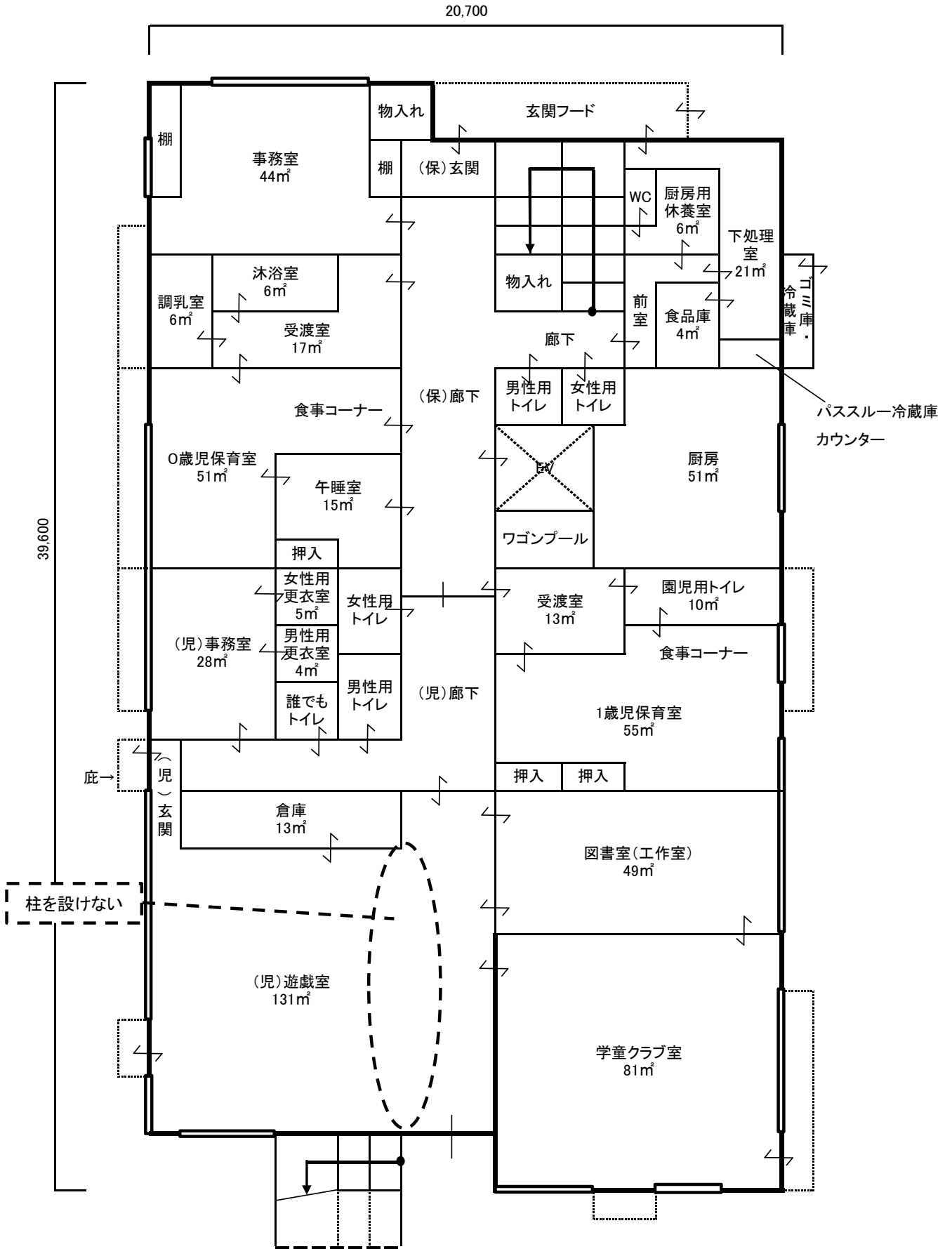


図1 建物イメージ・2F

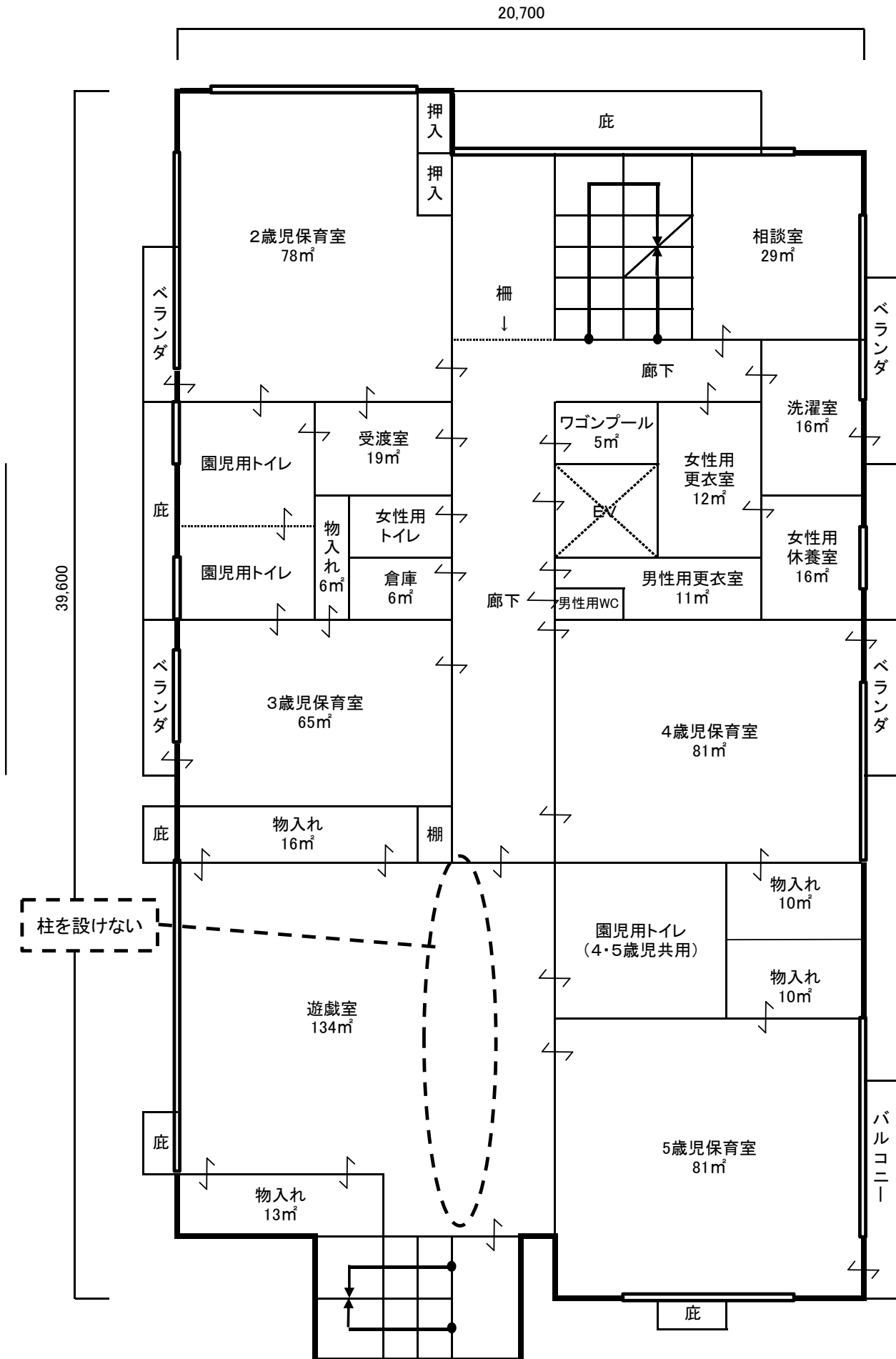


図1 建物イメージ・屋上

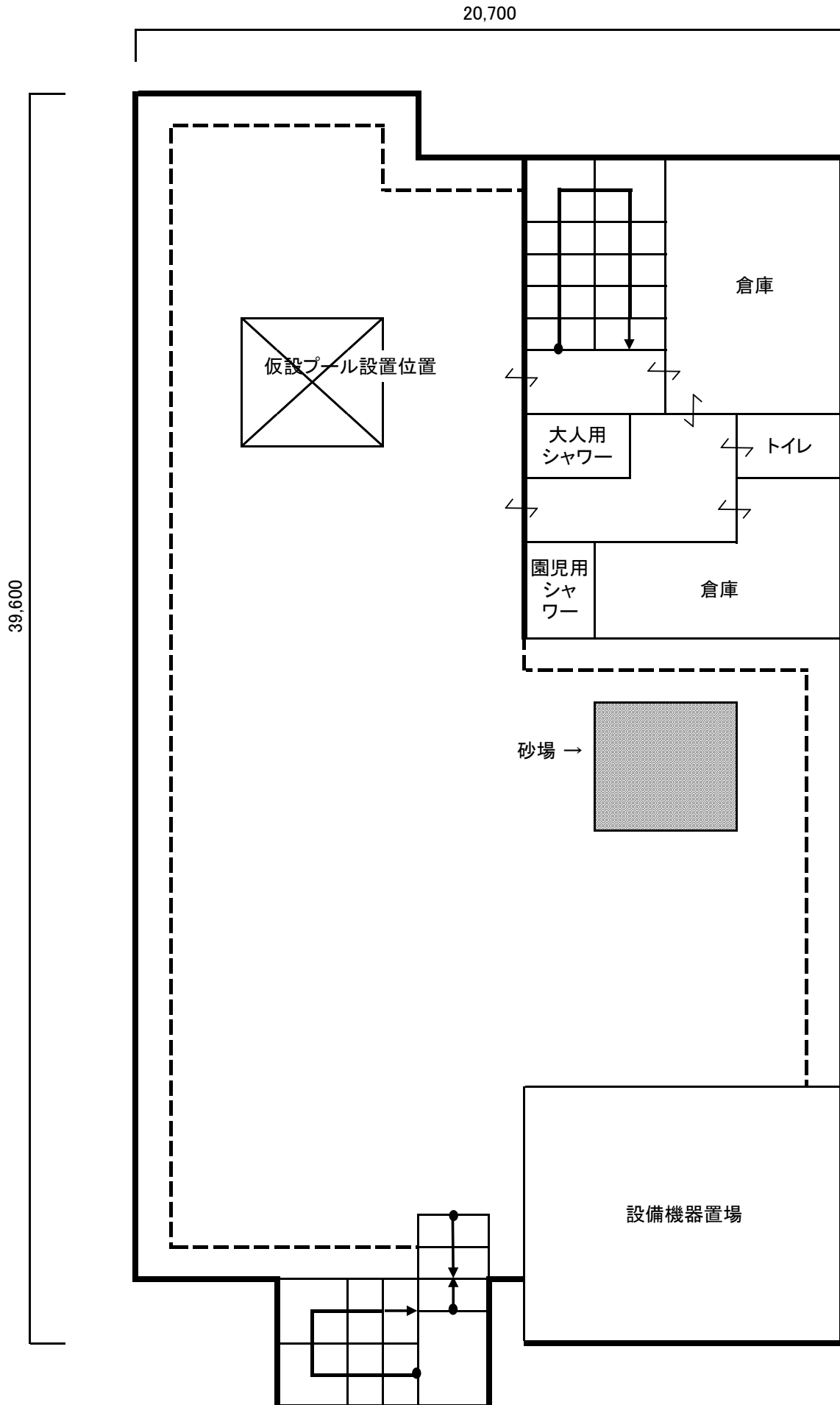
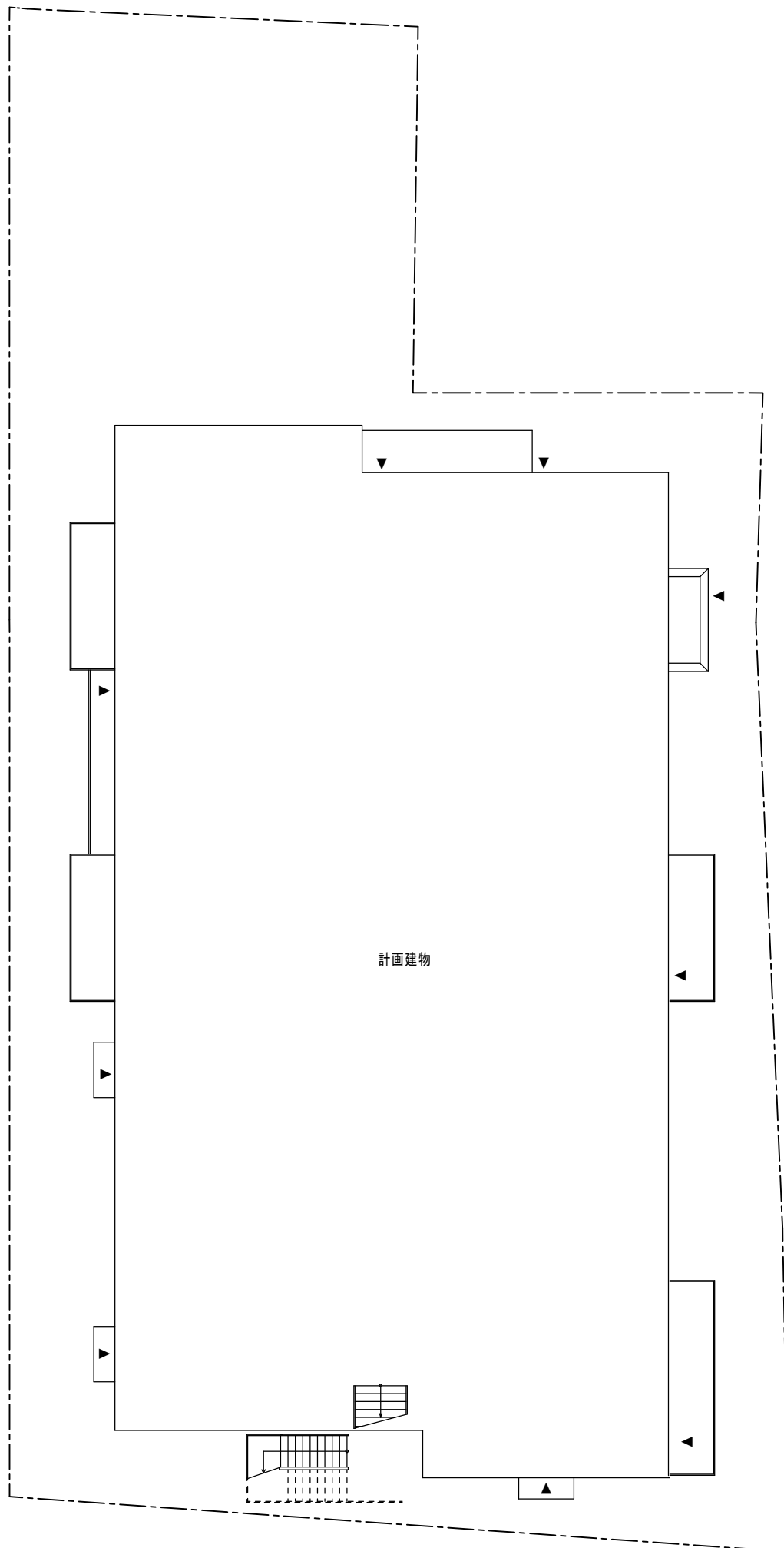


図2 配置イメージ



## 建物仕様

- 耐火建築物としての性能を確保するよう、耐火被覆などの必要な措置を講ずること。
- 遮熱性、遮音性のある建物とするための必要な措置を講ずること。
- 以下に明記のないものについては、最新版の東京都建築工事標準仕様書、機械設備標準仕様書、電気工事標準仕様書に準拠すること。
- 詳細は設計時に区担当者と確認、協議のうえ決定すること。

(単位：mm)

区分	仕様	備考
1階床スラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土間コンクリート t=120</li> <li>・ワイヤーメッシュ 6φ×150×150</li> <li>・押出発泡ポリスチレンフォーム t=30</li> <li>・ポリエチレンシート t=0.15</li> <li>・砕石 t=100</li> </ul>	
2階床スラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デッキプレート t=50</li> <li>・コンクリート t=60</li> <li>・ワイヤーメッシュ 6φ×150×150</li> </ul>	
屋上床スラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デッキプレート t=50</li> <li>・コンクリート t=100</li> <li>・硬質ポリウレタンフォーム t=30</li> <li>・アスファルト防水処理</li> </ul>	
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GRC（ガラス繊維補強セメント板）パネル</li> <li>・塗装（複層塗材E）仕上げ</li> <li>・耐火被覆 ロックウール吹付け t=50 （延焼の恐れのある部分は補強すること）</li> <li>・児童福祉施設の外観として支障のない景観とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色、模様等は区担当者と協議のうえ決定すること。</li> </ul>
外部建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ製を基本として用いること。</li> <li>・ガラスは透明の強化ガラスとし、延焼ライン内のガラスは網入りとすること。</li> <li>・強化ガラス以外のガラス部分には飛散防止フィルムを貼付すること。</li> <li>・JISによる性能項目と要求水準を以下のとおりとする。 耐風圧性：S-3等級以上 水密性：W-3等級以上 機密性：A-4等級以上 断熱性：H-3等級以上 遮音性：T-3等級以上</li> <li>・落下防止等の安全対策として外れ止めを設置すること。</li> <li>・全て建具に指詰め、指はさみ防止策を講ずること。</li> </ul>	

区分	仕様	備考
屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウレタン塗膜防水仕上げ</li> <li>・屋上に園庭及び砂場（20 m<sup>2</sup>程度）を設け、夏期は仮設プールを設置するため、前記の使用に耐える性能を確保すること。</li> <li>・給排水設備を設けること。</li> <li>・縦格子フェンスを設けること。 h = 1,800~2,000、ピッチ 70mm 程度（80mm 以下）とすること。</li> <li>・仮設キュービクル等の設備機器置き場を設けること。 設備機器置き場は園児・職員等の安全に配慮し、安全策を講じること。</li> <li>・天然芝を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然芝の面積は、緑化計画を勘案のうえ決定すること。</li> </ul>
屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼製</li> <li>・階段床（踏面）はチェッカープレートとすること。</li> <li>・蹴上げを 150mm 以下とすること。</li> <li>・手すりは大人用、小人用の 2 本とすること。</li> <li>・手すり本体及び手すりを留める金具は角のないものを用いること。</li> <li>・手すり壁は柵状ではなく面状にすること。</li> </ul>	
庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ系既製品を使用すること。</li> <li>・防錆、耐水処理を施すこと。</li> </ul>	
内装（天井）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 3 「建物内部仕上げ仕様」に基づくこと。</li> <li>・整備機器付近に点検口を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色、模様等は区担当者との協議のうえ決定すること。</li> </ul>
内装（壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁材、巾木、廻り縁等は別紙 3 「建物内部仕上げ仕様」に基づくこと。</li> <li>・壁材は、掲示物をガムテープ等で貼付けた場合に、ガムテープが保持できる（剥がれない）ものとする。</li> <li>・指示する箇所に腰壁を設けること。</li> <li>・壁面の角（出隅）部分にコーナーガード等を設置すること。コーナーガードの高さは腰壁と統一すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色、模様等は区担当者との協議のうえ決定すること。</li> </ul>
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 3 「建物内部仕上げ仕様」に基づくこと。</li> </ul>	
内部建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形状、材質等は区担当者との協議のうえ決定すること。</li> <li>・全て建具に指詰め、指挟み防止策を講じること。</li> </ul>	
屋内階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーペット仕上げ t = 7 以上</li> <li>・蹴上げを 150mm 以下とすること。</li> <li>・手すりは大人用、小人用の 2 本とすること。</li> <li>・手すり本体及び手すりを留める金具は角のないものを用いること。</li> <li>・手すり壁は柵状ではなく面状にすること。</li> </ul>	



区分	仕様	備考
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽部分以外はウレタン塗膜防水仕上げ</li> <li>・ 駐車場部分はコンクリート仕上げ。車止めを設置すること。</li> <li>・ 敷地北側に保育園用門、児童館用門を設置すること。</li> <li>・ 敷地北側、西側にフェンスを設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>北側：道路との境界としてのフェンスを設けること。 セミクロズド方式</li> <li>西側：隣地が駐車場なので、駐車場の排気ガスを遮るフェンスを設けること。 h = 2,000 程度</li> </ul> </li> <li>・ 植栽を設置すること。</li> <li>・ 児童館用門から児童館入口まで専用通路を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地東側、南側は隣地所有の既存塀があるので、フェンスの設置は不要。</li> </ul>

## 各室仕様

## 外部

	項目	想定面積	附帯設備等
外部	保育園用門		◇門扉 ◇インターホン ◇電気錠
	児童館用門		◇門扉
	バギー置き場		◇2階・2歳児保育室の下部を使い、レインカバーを設置
	自転車置き場		◇屋根付き ◇防犯カメラ
	駐車場		◇1台分（車止め）
	ゴミ庫		◇2階・洗濯室の下部をゴミ庫とする。
			◇掲揚ポール（こいのぼりを掲揚する） ◇コンセント（布団乾燥車への電源供給用） ◇散水栓 ◇外灯 ◇掲示板、郵便ポスト（保育園、児童館 各1）

## 児童館

(単位：mm)

	部屋名	想定面積	附帯設備等
1階	玄関		◇防犯カメラ ◇インターホン ◇電気錠 ◇下足入れ 75人、25人分 (h=1,500程度、仕切りなし)
	事務室	28 m <sup>2</sup>	◇受付カウンター、監視窓 ◇非常用放送設備 ◇館内放送設備一式（チャイム機能、マイク、CD等音楽放送、ラック等を含む） ◇空調設備、集中管理スイッチ ◇内線電話、インターネット環境 ※ ケーブルの敷設、電話機器等の設置は区が実施 ◇外線電話回線（FAX用） ◇インターホン（電気錠操作機能を含む） ◇「学校110番」システム通報装置 ※ システム機器等の設置は区が実施 ◇テレビアンテナ ◇コンセント×6口以上（複合機用含む） ◇キッチン（混合水栓、流し、ガスコンロ） ◇収納棚、書架

	部屋名	想定面積	附帯設備等
1階	男性用更衣室	4 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇畳 ◇コンセント×2口
	女性用更衣室	5 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇畳 ◇コンセント×2口
	遊戯室	131 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇内線電話 ◇音響設備（館内放送設備とは別機能） ◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール ◇仕切り用ネット、ネット用カーテンレール ◇廊下に収納棚 ◇網戸 ◇テラス
	倉庫	13 m <sup>2</sup>	◇収納棚
	図書室（工作室）	49 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇内線電話 ◇床暖房 ◇コンセント ◇児童用流し×3栓 ◇収納棚 （w=2,400、900×6、児童用手洗い上部）
	学童クラブ室	81 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇床暖房 ◇児童用流し×4栓 ◇内線電話 ◇インターホン（電気錠操作機能を含む） ◇テレビ（壁掛け）、テレビアンテナ ◇「学校110番」システム通報装置 ※ システム機器等の設置は区が実施 ◇コンセント ◇キッチン （混合水栓、流し、ガスコンロ×3口） ◇ランドセル用収納棚 60人分 （1マス内寸：h=370×w=300×d=385） ◇洗濯機用パン ◇網戸

児童館

(単位：mm)

	部屋名	想定面積	附帯設備等
1階	男性用トイレ		◇大人用洋便器×1 (洗浄機能付暖房便座) ◇暖房便座用コンセント ◇児童～大人用立便器×2 ◇手洗い ◇ペーパーホルダー
	女性用トイレ		◇大人用洋便器×2 (洗浄機能付暖房便座) ◇暖房便座用コンセント ◇手洗い ◇ペーパーホルダー
	誰でもトイレ		◇法令・規則に基づく設備
	廊下		◇空調設備 ◇冷水器×2台

保育園

(単位：mm)

	部屋名	想定面積	附帯設備等
1階	玄関フード		◇防犯カメラ ◇下足入れ (大人用 50 足以上)
	玄関		◇防犯カメラ ◇インターホン、電気錠 ◇下足入れ (幼児用 110 足以上)
	事務室	44 m <sup>2</sup>	◇受付カウンター ◇非常用放送設備 ◇館内放送設備一式 (チャイム機能、マイク、 CD等音楽放送、ラック等を含む) ◇空調設備、集中管理スイッチ ◇床暖房 ◇内線電話、インターネット環境 ※ ケーブルの敷設、電話機器等の設置は 区が実施 ◇外線電話回線 (FAX用) ◇インターホン (電気錠操作機能を含む) ◇「学校 110 番」システム通報装置 ※ システム機器等の設置は区が実施 ◇テレビアンテナ ◇コンセント×11 口以上 ◇キッチン (混合水栓、流し、ガスコンロ) ◇入口に縦格子柵 (柵の間隔は 70mm 以下) ◇カーテン及びカーテンレール ◇収納棚、書棚

		部屋名	想定面積	附帯設備等
1階		男性用トイレ		◇大人用洋便器×1 (洗浄機能付暖房便座) ◇暖房便座用コンセント ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
		女性用トイレ		◇大人用洋便器×1 (洗浄機能付暖房便座) ◇暖房便座用コンセント ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
	0歳児	0歳児保育室	51 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇床暖房 ◇コンセント×3口以上 ◇ピクチャーレール ◇フック (天井中心付近) ◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール ◇流し (幼児用×4栓、大人用×1栓) ◇大人用流しは混合水栓 ◇部屋外にシャワー ◇網戸 ◇窓際に柵 (柵の間隔は70mm以下)
		受渡室	17 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇ロッカー (個別収納) ×12個以上 内寸：w=460、h=270、d=300程度 ◇保育室との扉：縦格子柵 (柵の間隔は70mm以下) ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
		沐浴室	6 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇扉部分に縦格子柵 (柵の間隔は70mm以下) ◇沐浴槽 ◇おむつ交換台×1台 ◇汚物流し (小型) ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
		調乳室	6 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇コンセント×10口以上 ◇シンク ◇ペーパーホルダー ◇柵 (高温消毒に耐えられるもの)
		午睡室	15 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇床暖房 ◇ガラス扉 ◇押入 (午睡用布団を収納)

		部屋名	想定面積	附帯設備等
1階	1歳児	1歳児保育室	55 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇床暖房 ◇流し（幼児用×4栓、清掃用×1栓） ◇大人用流しは混合水栓 ◇インターホン（電気錠操作機能を含む） ◇「学校110番」システム通報装置 ※ システム機器等の設置は区が実施 ◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール ◇ピクチャーレール ◇フック（天井中心付近） ◇収納棚 ◇押入（午睡用布団を収納） ◇部屋外にシャワー ◇網戸 ◇窓際に柵（柵の間隔は70mm以下）
		受渡室	13 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇保育室との扉：縦格子柵 （柵の間隔は70mm以下） ◇ロッカー（個別収納）×18個以上 内寸：w=460、h=270、d=300程度 ◇おむつ交換台×1台 ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
		園児用トイレ	10 m <sup>2</sup>	◇幼児用洋便器×3 ◇幼児用立便器×1 ◇個室を設けず、トイレホルダー付きの仕切り で区画する ◇汚物流し（小型） ◇シャワー、幼児用シャワーパン ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
	厨房関係	前室		◇乾式工法する
		下処理室	21 m <sup>2</sup>	◇厨房機器は別紙3「厨房機器」のとおり
		食品庫	4 m <sup>2</sup>	◇空調設備
		厨房	51 m <sup>2</sup>	
厨房用休養室	6 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇畳		
調理員用トイレ		◇大人用洋便器×1（洗浄機能付暖房便座） ◇暖房便座用コンセント ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー		

		部屋名	想定面積	附帯設備等
1階		ワゴンプール		
		物入れ		
		廊下		◇空調設備 ◇コンセント ◇ピクチャーレール
屋内階段				◇手すりは大人用、小人用の2段とする ◇手すり本体及び手すりを留める金具は角のないものを用いること ◇手すり壁は柵状ではなく面状とすること ◇2階に侵入防止柵（柵の間隔は70mm以下）
2階	2歳児	2歳児保育室	78 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇床暖房 ◇コンセント×3口以上 ◇インターホン（電気錠操作機能を含む） ◇「学校110番」システム通報装置 ※ システム機器等の設置は区が実施 ◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール ◇ピクチャーレール ◇フック（天井中心付近） ◇流し（幼児用×4栓、清掃用×1栓） ◇大人用流しは混合水栓 ◇押入（午睡用布団を収納） ◇ベランダ ◇ベランダにシャワー ◇網戸 ◇窓際に柵（柵の間隔は70mm以下）
		受渡室	19 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇保育室との扉：縦格子柵 （柵の間隔は70mm以下） ◇おむつ交換台×1台 ◇ロッカー（個別収納）×20個以上 内寸：w=460、h=270、d=300程度 ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー

		部屋名	想定面積	附帯設備等
2階	2歳児	園児用トイレ (3歳児と同じ 区画)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇幼児用洋便器×3</li> <li>◇幼児用立便器×2</li> <li>◇幼児用は個室を設けず、トイレホルダー付の仕切りで区画する</li> <li>◇幼児用手洗い</li> <li>◇シャワー、幼児用シャワーパン</li> <li>◇汚物流し(小型)</li> <li>◇大人用洋便器×1(洗浄機能付暖房便座)</li> <li>◇暖房便座用コンセント</li> <li>◇大人用トイレは個室とする</li> <li>◇3歳児用園児トイレと往来ができるように格子引き戸を設ける(壁に収納できる)</li> </ul>
		3歳児保育室	65 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇空調設備</li> <li>◇流し(幼児用×4栓、清掃用×1栓)</li> <li>◇大人用流しは混合水栓</li> <li>◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール</li> <li>◇ピクチャーレール</li> <li>◇フック(天井中心付近)</li> <li>◇ロッカー(個別収納)×20個以上</li> <li>◇ベランダ ◇網戸</li> <li>◇窓際に柵(柵の間隔は70mm以下)</li> </ul>
		物入れ	6 m <sup>2</sup>	◇収納棚
	3歳児	園児用トイレ (2歳児と同じ 区画)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇幼児用洋便器×3</li> <li>◇幼児用洋便器は個室を設ける</li> <li>◇幼児用立便器×2</li> <li>◇幼児用手洗い</li> <li>◇シャワー、幼児用シャワーパン</li> <li>◇2歳児用園児トイレと往来ができるように格子引き戸を設ける(壁に収納できる)</li> </ul>
		4歳児保育室	81 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇空調設備</li> <li>◇流し(幼児用×4栓、清掃用×1栓)</li> <li>◇大人用流しは混合水栓</li> <li>◇インターホン(電気錠操作機能を含む)</li> <li>◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール</li> <li>◇ピクチャーレール</li> <li>◇フック(天井中心付近)</li> <li>◇ロッカー(個別収納)×20個以上</li> <li>◇ベランダ</li> </ul>
			物入れ	10 m <sup>2</sup>



部屋名		想定面積	附帯設備等
2階	5歳児 5歳児保育室	81 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇空調設備</li> <li>◇流し（幼児用×4栓、清掃用×1栓）</li> <li>◇大人用流しは混合水栓</li> <li>◇インターホン</li> <li>◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール</li> <li>◇ピクチャーレール</li> <li>◇フック（天井中心付近）</li> <li>◇ロッカー（個別収納）×20個以上</li> <li>◇ベランダ</li> <li>◇網戸</li> <li>◇窓際に柵（柵の間隔は70mm以下）</li> </ul>
	物入れ	10 m <sup>2</sup>	◇収納棚
	園児用トイレ （4・5歳児共用）		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇幼児用洋便器×4</li> <li>◇幼児用和式便器×1</li> <li>◇幼児用便器（計5台）は個室を設ける</li> <li>◇幼児用立便器×5</li> <li>◇幼児用手洗い</li> <li>◇シャワー、幼児用シャワーパン</li> <li>◇大人用洋便器×1（洗浄機能付暖房便座）</li> <li>◇暖房便座用コンセント</li> <li>◇大人用洋便器は個室とする</li> <li>◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー</li> </ul>
	遊戯室	134 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇カーテン、暗幕カーテン及びカーテンレール</li> <li>◇インターホン</li> <li>◇ピクチャーレール</li> <li>◇フック（数ヶ所）</li> <li>◇網戸</li> <li>◇窓際に柵（柵の間隔は70mm以下）</li> </ul>
	物入れ1	16 m <sup>2</sup>	◇収納棚
	物入れ2	13 m <sup>2</sup>	◇収納棚
	男性用更衣室	11 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇空調設備</li> <li>◇畳</li> </ul>
	女性用更衣室	12 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇空調設備</li> <li>◇畳</li> </ul>
	女性用休養室	16 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇空調設備</li> <li>◇畳</li> </ul>

	部屋名	想定面積	付帯設備等
2階	男性用トイレ		◇大人用洋便器×1 (洗浄機能付暖房便座) ◇暖房便座用コンセント ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
	女性用トイレ		◇大人用洋便器×2 (洗浄機能付暖房便座) ◇暖房便座用コンセント ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
	相談室	29 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇床暖房 ◇押入 ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー
	洗濯室	16 m <sup>2</sup>	◇空調設備 ◇洗濯機用コンセント×3 (全自動洗濯機×2、2槽式洗濯機×1) ◇ガス口×2口 (ガス乾燥機用) ◇洗濯機用パン×3 ◇物干し竿 ◇2層式流し (2槽とも混合水栓) ◇大人用手洗い ◇ペーパーホルダー ◇ベランダ
	倉庫	6 m <sup>2</sup>	◇収納棚
	ワゴンプール	5 m <sup>2</sup>	
	廊下		◇空調設備 ◇コンセント ◇ピクチャーレール ◇侵入防止用柵 (柵の間隔は70mm以下)
屋上	倉庫1		
	倉庫2		
	園児用シャワーブース		◇シャワー×3 ◇幼児用シャワーパン×3
	大人用シャワー室		◇大人用シャワー×1 ◇個室
	トイレ		◇幼児用洋便器×3 ◇大人用洋便器×1 ◇大人用洋便器は個室とする

○ 詳細は設計時に区担当者等と確認、協議のうえ決定すること。

## 建物内部仕上げ仕様等

児童館

(単位 : mm)

	部屋名	床	壁	天井
1 階	玄関フード	・磁器質タイル 100 角	・ポリカーボネート	(庇) アルミ系既製品 (防錆、耐水処理)
	玄関	・磁器質タイル 100 角	・ビニルクロス貼 (下地 : 石膏ボード t = 12.5) ・巾木 : 磁器質 (又は陶器質) タイル t = 100	・岩綿吸音板 t = 12 (下地 : 石膏ボード t = 9.5)
	事務室	・ビニル床シート t = 2.0	・ビニルクロス貼 (下地 : 石膏ボード t = 12.5) ・巾木 : ビニル製 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地 : 石膏ボード t = 9.5)
	遊戯室	・フローリング t = 15	・ビニルクロス貼 (下地 : 石膏ボード t = 12.5) ・巾木 : ビニル製 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地 : 石膏ボード t = 9.5)
	倉庫	・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップ のもの)	・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地 : 耐水石膏ボード t = 12.5) ・巾木 : ビニル製 h = 60	・化粧石膏ボード t = 9.5
	図書室 (工作室)	・床暖房用ビニル床シート t = 2.0 ・床暖房	・ビニルクロス貼 (下地 : 石膏ボード t = 12.5) ・巾木 : ビニル製 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地 : 石膏ボード t = 9.5) ・床暖房

児童館

(単位：mm)

	部屋名	床	壁	天井
1階	学童クラブ室	<ul style="list-style-type: none"> <li>床暖房用ビニル床シート t = 2.0</li> <li>床暖房</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)</li> </ul>
	男性用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>畳</li> <li>たたき部分： ビニル床シート t = 2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
	女性用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>畳</li> <li>たたき部分： ビニル床シート t = 2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
	男性用トイレ 女性用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
	誰でもトイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
	廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニル床シート t = 2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
	その他共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁紙は、ホルムアルデヒド発散区分＝対策マークF☆☆☆☆のものを使用すること</li> <li>廻り縁は、塩ビ製とすること</li> <li>色、模様等は区担当者との協議のうえ決定すること</li> <li>児童福祉施設の外観として支障のない景観とすること</li> </ul>		

保育園

(単位：mm)

	部屋名	床	壁	天井
1階	玄関フード	・磁器質タイル 100角	・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5) ・巾木：ビニル製 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)
	玄関	・磁器質タイル 100角	・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5) ・巾木：磁器質 (又は陶器質) タイル t = 100	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)
	事務室	・床暖房用ビニル床シート t = 2.0 ・床暖房	・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5) ・巾木：ビニル製 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)
	廊下	・ビニル床シート t = 2.0	・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5) ・腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900 ・巾木：突板不燃化粧板 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)
	男性用トイレ (職員・来客用) 女性用トイレ (職員・来客用)	・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップ のもの)	・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5) ・巾木：ビニル製 h = 60	・化粧石膏ボード t = 9.5
	階段	・タイルカーペット	・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5) ・腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900 ・巾木：突板不燃化粧板 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)

保育園

(単位：mm)

		部屋名	床	壁	天井
1階	0歳児	0歳児保育室 受渡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>床暖房用フローリング t = 15</li> <li>床暖房</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900</li> <li>巾木：突板不燃化粧板 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)</li> </ul>
		沐浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900</li> <li>巾木：突板不燃化粧板 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
		調乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900</li> <li>巾木：突板不燃化粧板 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
		午睡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>床暖房用フローリング t = 15</li> <li>床暖房</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900</li> <li>巾木：突板不燃化粧板 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)</li> </ul>
	1歳児	1歳児保育室 受渡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>床暖房用フローリング t = 15</li> <li>床暖房</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900</li> <li>巾木：突板不燃化粧板 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)</li> </ul>

保育園

(単位：mm)

		部屋名	床	壁	天井
1階	1歳児	園児用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t=2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t=12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>
		押入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t=2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t=12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>
	厨房関係	前室 下処理室 食品庫 厨房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾式厨房用ビニル床シート (防滑性、耐熱性、抗菌のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t=12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケイカル板 t=6</li> <li>・EP塗装</li> </ul>
		厨房用休養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳</li> <li>・たたき部分： ビニル床シート t=2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t=12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>
		調理員用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t=2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t=12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>

保育園

(単位：mm)

部屋名		床	壁	天井
2階	2歳児 2歳児保育室 受渡室	・床暖房用フローリング t = 15	・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5) ・腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900 ・巾木：突板不燃化粧板 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)
		・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)	・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5) ・巾木：ビニル製 h = 60	・化粧石膏ボード t = 9.5
	3歳児 3歳児保育室	・フローリング t = 15	・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5) ・腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900 ・巾木：突板不燃化粧板 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)
		・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)	・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5) ・巾木：ビニル製 h = 60	・化粧石膏ボード t = 9.5
		・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)	・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5) ・巾木・ビニル製 h = 60	・化粧石膏ボード t = 9.5
	4歳児 4歳児保育室	・フローリング t = 15	・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5) ・腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900 ・巾木：突板不燃化粧板 h = 60	・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)



保育園

(単位：mm)

部屋名		床	壁	天井
2階	4歳児 物入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t=2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t=12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>
	5歳児 5歳児保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フローリング t=15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t=12.5)</li> <li>・腰壁：突板不燃化粧板 t=6 h=900</li> <li>・巾木：突板不燃化粧板 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩綿吸音板 t=12 (下地：石膏ボード t=9.5)</li> </ul>
	物入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t=2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t=12.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>
	園児用トイレ (4・5歳児共用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t=2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t=12.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フローリング t=15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t=12.5)</li> <li>・腰壁：突板不燃化粧板 t=6 h=900</li> <li>・巾木：突板不燃化粧板 h=60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩綿吸音板 t=12 (下地：石膏ボード t=9.5)</li> </ul>
	物入れ1 物入れ2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t=2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t=12.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t=9.5</li> </ul>

保育園

(単位：mm)

部屋名	床	壁	天井
男性用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳</li> <li>・たたき部分： ビニル床シート t = 2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
女性用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳</li> <li>・たたき部分： ビニル床シート t = 2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
女性用休養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フローリング t = 15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床暖房用フローリング t = 15</li> <li>・床暖房</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)</li> </ul>
洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
ワゴンプール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>

保育園

(単位：mm)

	部屋名	床	壁	天井
2階	廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t = 2.0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (下地：石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・腰壁：突板不燃化粧板 t = 6 h = 900</li> <li>・巾木：突板不燃化粧板 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩綿吸音板 t = 12 (下地：石膏ボード t = 9.5)</li> </ul>
屋上	倉庫1 倉庫2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧石膏ボード t = 9.5</li> </ul>
	園児用シャワーブース シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニル床シート t = 2.0 (耐水性、耐汚性、ノンスリップのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニルクロス貼 (耐水性、耐汚性のもの) (下地：耐水石膏ボード t = 12.5)</li> <li>・巾木：ビニル製 h = 60</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスパネル貼</li> </ul>
その他共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁紙は、ホルムアルデヒド発散区分＝対策マークF☆☆☆☆のものを使用すること</li> <li>・廻り縁は、塩ビ製とすること</li> <li>・色、模様等は区担当者と協議のうえ決定すること</li> <li>・児童福祉施設の外観として支障のない景観とすること</li> </ul>			

○ 詳細は設計時に区担当者と確認、協議のうえ決定すること。